

第4号議案 作業療法の定義改定承認の件

日本に作業療法士が誕生し50年が経過した。この間に作業療法の役割は医療から保健、福祉、教育、就労へと拡大し、1985年に日本作業療法士協会が定めた現行の定義では、多様化する作業療法の職能を十分表現できなくなってきた。そこで協会では、第二次作業療法5ヵ年戦略のなかに作業療法の定義改定を掲げ、約5年間検討を重ね（表1）、改定案を取りまとめた。

日本作業療法士協会 作業療法の定義（改定案）

作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療、指導、援助である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。

（註釈）

- ・作業療法は「人は作業を通して健康や幸福になる」という基本理念と学術的根拠に基づいて行われる。
- ・作業療法の対象となる人々とは、身体、精神、発達、高齢期の障害や、環境への不適応により、日々の作業に困難が生じている、またはそれが予測される人や集団を指す。
- ・作業には、日常生活活動、家事、仕事、趣味、遊び、対人交流、休養など、人が営む生活行為と、それを行うのに必要な心身の活動が含まれる。
- ・作業には、人々ができるようになりたいこと、できる必要があること、できることが期待されていることなど、個別的な目的や価値が含まれる。
- ・作業に焦点を当てた実践には、心身機能の回復、維持、あるいは低下を予防する手段としての作業の利用と、その作業自体を練習し、できるようにしていくという目的としての作業の利用、およびこれらを達成するための環境への働きかけが含まれる。

表1 定義改定作業の経過

2013年度

- ・学術部内にワーキンググループ設置
- ・世界各国の作業療法定義を調査
- ・協会ホームページにて会員の意見募集開始
- ・機関誌『日本作業療法士協会誌』にて定義改定および意見募集の案内（第20号、第23号）

2014年度

- ・学術部内に定義改定委員会設置

- ・学術誌『作業療法』に「日本作業療法協会の「作業療法の定義」改定に向けた学術委員会における検討内容」掲載
- ・前定義策定委員長へヒアリング
- ・改定第一次草案作成

2015年度

- ・理事、代議員、有識者へWebアンケートにて意見募集（5月～7月）
- ・改定第二次草案作成
- ・常務理事会の審議（1月、3月）を経て、改定第三次草案作成（註釈を付記）
- ・第11回定例理事会へ改定第三次草案を提出（3月）

2016年度

- ・山口和之参議院議員、参議院法制局、会長と意見交換（2回）
- ・第50回日本作業療法学会（9月札幌）、全国研修会（11月仙台、2月熊本）にてシンポジウム開催
- ・協会ホームページより会員へ意見募集（1～2月）

2017年度

- ・会長、歴代会長、役員、有識者など7名へヒアリング（4～7月）
- ・改定第四次草案を作成し、第8回定例理事会へ提出
- ・改定第五次草案作成
- ・理事、代議員、有識者へWebアンケートにて意見募集（1～2月）
131/276名より回収（49%）し、93.2%が同意
- ・会員へ意見募集（1～2月）
- ・改定第六次草案を作成し、第12回定例理事会へ提出し、承認（3月）

2018年度

- ・社員総会（5月）へ提出

<資料> 既存の作業療法定義

①理学療法士及び作業療法士法（1965年）

「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

②日本作業療法士協会 定義（1985年）

作業療法とは、身体又は精神に障害のある者、またはそれが予測される者に対し、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて、治療、指導及び援助を行うことをいう。

③医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について（通知）（2010年）

厚生労働省は、理学療法士及び作業療法士法について2010年に医政局長通知を配信し、“理学療法士及び作業療法士法第2条第2項の「作業療法」については、同項の「手芸、工作」という文言から、「医療現場において手工芸を行わせること」といった認識が広がっている”が、通知に掲げられた業務についても、“理学療法士及び作業療法士法第2条第2項の「作業療法」に含まれるものである”という見解を示し、作業療法士を積極的に活用することを推奨した。

作業療法に含まれる業務

- ・ 移動、食事、排泄、入浴等の日常生活活動に関するADL訓練
- ・ 家事、外出等のIADL訓練
- ・ 作業耐久性の向上、作業手順の習得、就労環境への適応等の職業関連活動の訓練
- ・ 福祉用具の使用等に関する訓練
- ・ 退院後の住環境への適応訓練
- ・ 発達障害や高次脳機能障害等に対するリハビリテーション

（医政発0430第1号及び第2号、平成22年4月30日）

④世界作業療法士連盟による「作業療法」の定義（2012年）

作業療法は、作業を通して健康と安寧を促進することに関心をもつ、クライアント中心の健康関連専門職である。作業療法の主な目標は、日常生活の活動に人々が参加できるようになることである。作業療法士は、人々や社会の人と一緒に、彼らがしたいこと、必要なこと、期待されることに関する作業ができるようになることをしたり、彼らの作業への関わりをサポートするために環境や作業を修正したりすることで、アウトカムを達成する。